

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内 容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ペイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアスネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキヤット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ又は株式会社 ZTV
6～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

[ 現 行 ]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内 容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ペイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアスネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキヤット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社又は株式会社御前崎ケーブルテレビ
6～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和7年12月19日経企000600002911-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は令和8年1月13日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったI P通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(その他)
- 3 経企第4868号（令和7年1月21日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項を次のように改めます。

3 当社は、I P通信網サービス（接続方式に係る品目がL A N方式又はV D S L方式であるものに限ります。）について、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内がI P通信網サービス（接続方式に係る品目が光方式であるものに限ります。）の提供区域である場合であって特定F T T H事業者が別に定める建物等に該当するときは、令和8年1月31日をもってそのI P通信網サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社は終了の期日等をあらかじめその契約者に通知します。

ただし、令和8年1月16日までの間においてそのI P通信網サービスに係る契約者から当社が定める方法により当社へ申出があったときは、令和8年5月31日をもってそのI P通信網サービスの提供を終了するものとします。

(2) 第4項中、「特定F T T H事業者が別に定める日」を「令和8年2月1日」に改めます。

(3) 第7項中、「令和8年1月29日」を「令和8年1月31日」に、「令和8年1月31日」を「令和8年7月31日」に改めます。

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)